

ごみ出しルールを守りましょう！

ルールを守らないで、ごみを出すと収集されないため、悪臭やごみの散乱などで、他の入居者様や近隣にお住まいの方々の迷惑になります。

市川市のごみ出しルールは、必ず、お守りください。

市川市の基本的なごみ出しルール

1. 適切に12分別する。
2. それぞれの収集日の午前8時までに決められた集積所に出す。
3. 「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチック製容器包装類」は、それぞれ専用の市川市指定袋に入れて出す。
4. ビン・カンは分別して、別の透明・半透明の袋に入れて出す。
5. ダンボール・新聞紙・雑誌・紙パックは分別して、それぞれ束ね、ひもで十字に縛って出す。

詳しい分別方法、ごみの出し方や収集曜日などは、市川市役所で配布している分別ガイドブックに載っていますので、ご希望の方は、市役所循環型社会推進課 Tel 047-712-6317に電話してください。

市川市指定袋は、市内のスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどで販売されています。

管理会社：

Tel - -